

佐倉市地域防災計画 修正内容一覧

■総則編

章	節	主な修正内容
第2章 計画の方針	第1節 計画の方針	「2. 防災施策の大綱」 ・防災拠点の耐震化についての記載を修正しました。
第3章 市及び関係機 関の業務の大 綱	第1節 市及び関係機関の役割と位置 づけ	「4. 自衛隊」 ・災害時における自衛隊の役割について、より強固な協力体制 となるよう、記載を修正しました。
	第2節 市及び関係機関の業務の大 綱	「4. 指定地方行政機関」 ・関東農政局震災対応マニュアルにおいて震災応急業務として 定めている業務項目に合わせて記載を修正しました。 「6. 指定公共機関」 ・災害対策基本法に基づく指定公共機関にイオン(株)、(株)セブ ン・イレブンジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマートが追加さ れたので、記載を加えました。
第4章 市域の概況	第2節 自然的条件	「2. 気象」 ・最新の情報に修正しました。
	第3節 社会的条件	「1. 人口」 ・最新の情報に修正しました。

■地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 災害の履歴	「1. 東日本大震災の被害」 ・最新の情報に修正しました。 「2. 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害」 ・県計画に合わせ、記載を修正しました。 「3. その他災害」 ・最新の情報に修正しました。
第2章 災害予防計画	第4節 都市の防災機能の強化・ライ フライン確保体制の整備	「5. ライフライン等の災害対応力の強化」 ・都市ガスにおける、二次災害を防止するための導管網のブ ロック化を行うための設備を「地区ガバナ」と修正しました。
	第6節 地盤災害予防対策の推進	「2. 土砂災害対策」 ・最新の情報に修正しました。 ・土砂法の改正に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者施 設における市及び施設管理者がすべき防災対策について記載 しました。
	第9節 応急医療体制の整備	「1. 医療関係機関等との連携強化」 ・団体名に係る記述を簡略化しました。

第2章
災害予防計画

<p>第10節 防災拠点の整備・充実</p>	<p>「1. 防災拠点の整備・充実」 ・物資集積拠点候補に民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する旨を加えました。</p>
<p>第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備</p>	<p>「1. 避難誘導體制の整備」 ・平成21年4月「地域における災害時要援護者支援の手引き」を平成27年11月「地域における避難行動要支援者支援の手引き」に修正しました。 「2. 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定」 ・必要に応じて指定緊急避難場所を近隣市町に設置する旨を記載しました。また、指定緊急避難場所の周知について記載しました。 「3. 指定避難所施設の整備等」 ・マンホールトイレの整備について記載しました。</p>
<p>第12節 帰宅困難者等対策</p>	<p>「1. 帰宅困難者等」 ・帰宅困難者の発生予想数を最新の情報に修正しました。</p>
<p>第13節 要配慮者の安全確保対策</p>	<p>「2. 在宅の要配慮者に対する対応」 ・市における名簿情報の適正管理について記載しました。 ・平成21年4月「地域における災害時要援護者支援の手引き」を平成27年11月「地域における避難行動要支援者支援の手引き」に修正しました。</p>
<p>第14節 緊急輸送体制の整備</p>	<p>「2. 陸上輸送体制の整備」 ・県計画の記載に合わせ、緊急輸送道路の2次路線に佐倉印西線を加えました。</p>
<p>第17節 廃棄物等処理体制の整備</p>	<p>「1. 災害廃棄物処理計画等の整備」 ・県計画の記載に合わせ、「震災廃棄物」の記載を「災害廃棄物」と修正しました。 ・市長からの要請により、国が災害廃棄物の代行処理を実施する旨を記載しました。 ・災害廃棄物の処理体制について追記しました。 ・マンホールトイレの整備について記載しました。</p>
<p>第19節 ボランティア・NPO活動環境の整備</p>	<p>「1. 受入体制の整備」 ・ボランティアの生活環境に配慮する旨を記載しました。</p>
<p>第20節 情報収集伝達体制の整備</p>	<p>「1. 情報収集システムの整備・充実」 ・各関係機関等からの情報収集や住民への情報発信の整備に対する留意点について記載しました。 「3. 通信手段の整備」 ・防災行政無線(移動系)のデジタル化及びそれに伴う防災ラジオの活用について追記しました。</p>
<p>第22節 防災訓練</p>	<p>「3. 地域防災訓練の実施等」 ・住民が実施すべき防災訓練に、避難所の開設・運営訓練を追記しました。</p>

第2章 災害予防計画	第23節 業務継続計画等の策定	「1. 業務継続計画(BCP)の策定」 ・実効性のある業務継続体制を確保するための留意点及び、策定に係る重要な要素を記載しました。
第3章 災害応急計画	第1節 活動組織設置・組織動員	「3. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制」 ・市組織体制改編に伴い、災害対策本部組織・配備体制を修正しました。
	第3節 応援の要請・受入れ	「1. 行政機関との相互応援協力」 ・救援部隊や他の行政機関及び防災関係機関からの応援を円滑に受け入れることができるように、必要な準備を整えた受援計画を定める旨を記載しました。
	第5節 災害広報・広聴対策	「1. 災害広報」 ・避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更しました。
	第6節 応急避難	「2. 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の実施」 ・避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更しました。 ・避難情報の段階別に住民に求める行動の記述を修正しました。 ・市は、避難時の周囲の状況に応じて、「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」といった適切な安全確保措置を住民がとれるよう努める旨等を記載しました。 「3. 避難行動」 ・避難の方法について、避難時の周囲の状況等により、住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」や「屋内安全確保」を行うべき旨を記載しました。
	第7節 避難所の設置・管理	「1. 指定避難所又は臨時避難所の開設」 ・避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者避難開始」に、「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更しました。 「2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営」 ・避難所における障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について記載しました。 ・市は、避難者や在宅避難者、及び車中泊やテント泊等の被災者の健康管理や情報把握に努める旨を記載しました。 ・避難所における要配慮者に、性的マイノリティ(LGBT)の方を加えました。
	第12節 医療救護	「3. 医薬品、医療資器材等の調達」 ・千葉県内の災害拠点病院を最新の情報に修正しました。
	第14節 住家等の被害認定調査・罹災証明書等の発行	「3. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成」 ・市が行う罹災証明書の交付について記載しました。

第3章 災害応急計画	第17節 緊急物資の供給	<p>「3. 生活必需物資等の供給等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。 ・供給する生活必需品等の内容について、災害救助事務取扱要領(平成30年4月)に記載を合わせました。
	第18節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等	<p>「1. 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去」</p> <p>「2. 被災住宅の応急処理」</p> <p>「4. 応急仮設住宅の設置及び供与」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。 「2. 被災住宅の応急処理」 ・資力要件(所得等要件から修正)についての記載を平成28年6月1日付け内閣府通知に合わせました。
	第19節 行方不明者及び遺体の捜索・収容・処理及び埋葬	<p>「4. 遺体の処理」</p> <p>「5. 埋葬」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。
	第20節 環境対策	<p>「1. し尿処理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレの整備について記載しました。 ・県計画の記載に合わせ、「震災廃棄物」の記載を「災害廃棄物」と修正しました。 <p>「2. 廃棄物の収集と処理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制について追記しました。 ・市長からの要請により、国が災害廃棄物の代行処理を実施する旨を記載しました。 <p>「3. 動物対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年2月に締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」について記載しました。
	第22節 ライフラインの応急対策	<p>「《基本方針》」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設等の被害状況の把握及び情報提供について追記しました。 <p>「5. 通信」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広報について、「災害用伝言板「web171」」を追記しました。 <p>「3. ガス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広報に係り、ガスによる二次被害を防止するための操作方法について、記載を修正しました。
	第23節 応急教育等	<p>「2. 学用品の給与」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県災害救助法施行細則に合わせて、災害対応に係る諸経費の限度額等の記載を修正しました。
	第25節 ボランティア協力対策	<p>「2. 災害時におけるボランティアの受入体制の整備等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの生活環境への配慮について記載しました。
第4章 災害復旧計画	第3節 被災者の生活確保	<p>「1. 被災者生活再建支援制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県被災者生活再建支援事業について記載しました。

■風水害等災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第1節 災害の履歴	「1. 風水害」 ・最新の情報に修正しました。
第2章 災害予防対策	第6節 水害予防対策の推進	「1. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」 ・水防法の改正に基づき、浸水想定区域内の要配慮者施設における市及び施設管理者がすべき防災対策について記載しました。 「4. 避難勧告等の判断・伝達」 ・市が行う、避難勧告等の判断や伝達について記載しました。 「6. 水防活動体制等の整備」 ・水害の気象的条件について、県計画の記載に合わせ、内容を修正しました。
	第7節 風害予防対策	「1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発」 ・県計画の記載に合わせ、内容を修正しました。
第3章 災害応急計画	第1節 活動組織設置・組織動員	「2. 災害対策本部の設置及び災害対策本部設置時の配備体制」 ・市組織体制改編に伴い、災害対策本部組織・配備体制を修正しました。

■大規模事故対策編

章	節	主な修正内容
第2章 大規模事故対策計画	第1節 放射性物質事故対策計画	「3. 放射性物質事故応急対策」 ・市組織体制改編に伴い、災害発生時の配備一覧表を修正しました。 ・防護対策等について、県計画に合わせ、記載を修正しました。

■その他の軽微な修正

主な修正内容	
社名、施設名等の変更	ソフトバンクモバイル株式会社 ⇒ ソフトバンク株式会社
	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉支店 ⇒ 東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社
	東日本電信電話株式会社 ⇒ 東日本電信電話株式会社 千葉事業部
	独立行政法人放射線医学総合研究所 ⇒ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	(仮称)寺崎近隣公園 ⇒ 寺崎北公園
	行政評価事務所 ⇒ 行政監視行政評価センター
	(仮称)志津公民館等複合施設 ⇒ 志津市民プラザ
施設の追加	高速道路インターチェンジにおける指定検問場所に「谷津船橋インター」を追加